

三 地租法と第一回土地賃貸価格改訂調査

10 大正6年 地租法の制定

地租法（昭和6年3月法律第1十八号）

第一章 総則

第一条 本法施行地ニ在ル土地ニハ本法ニ依リ地租ヲ課ス

第二条 左ニ掲タル土地ニハ地租ヲ課セズ、但シ有料借地ナルトキハ此ノ限ニ在ラズ

一 国、府県、市町村其ノ他勅令ヲ以テ指定スル公共団体ニ於テ公用又ハ公共ノ用ニ供スル土地

二 府県、市町村其ノ他勅令ヲ以テ指定スル公共団体ニ於テ公用又ハ公共ノ用ニ供スルモノト決定シタル其ノ所有地、但シ其ノ決定ヲ為シタル日より一年以内ニ公用又ハ公共ノ用ニ供セザルモノヲ除ク

三 府県社地、郷村社地、招魂社地

四 墓地

五 公衆用道路、鉄道用地、軌道用地、運河用地

六 用悪水路、溜池、堤塘、井溝

七 保安林

第三条 土地ニハ一筆每ニ地番ヲ付シ其ノ地目、地積及賃貸価格（無租地及免租年期地ニ付テハ賃貸価格ヲ除ク）ヲ定ム

第四条 税務署ニ土地台帳ヲ備ヘ左ノ事項ヲ登録ス

一 土地ノ所在

二 地番

三 地目

四 地積

五 賃貸価格

六 所有者ノ住所及氏名又ハ名称

七 質権又ハ百年ヨリ長キ存続期間ノ定アル地上権ノ目的タル土地ニ付テハ其ノ質権者又ハ地上権ノ住所及氏名又ハ名称

本法ニ定ムルモノノ外土地台帳ニ關シ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第五条 地番ハ市町村、大字、字又ハ之ニ準ズベキ地域ヲ以テ地番区域トシ、其ノ区域毎ニ起番シテ之ヲ定ム

第六条 有租地ノ地目ハ土地ノ種類ニ従ヒ左ノ如ク区別シテ之ヲ定ム

第一類地 田、畑、宅地、塩田、鉱泉地

第二類地 池沼、山林、牧場、原野、雜種地

無租地ノ地目ハ第二条第三号乃至第七号ノ土地ニ在リテハ各其ノ區別ニ依リ、其ノ他ノ土地ニ在リテハ其ノ現況ニ依リ適當三区別シテ之ヲ定ム

第七条 地積ハ左ノ各号ノ規定ニ依リ之ヲ定ム

一 宅地及鉱泉地ノ地積ハ平方メートルヲ単位トシテ之ヲ定メ、一平方メートルノ百分ノ一未満ノ端数ハ之ヲ切捨

二 宅地及鉱泉地以外ノ土地ノ地積ハアールヲ単位トシテ之ヲ定メ、一アールノ百分ノ一未満ノ端数ハ之ヲ切捨ツ、但シ一筆ノ地積一アールノ百分ノ一未満ナルモノニ付テバ一アールノ一万分ノ一未満ノ端数ヲ切捨ツ

第八条 地租ノ課税標準ハ土地台帳ニ登録シタル賃貸価格トス

賃貸価格ハ貸主ガ公課、修繕費、其ノ他土地ノ維持ニ必要ナル経費ヲ負担スル条件ヲ以テセラ賃貸スル場合ニ於テ貸主ノ収得スペキ一年分ノ金額ニ依リ之ヲ定ム

第九条 賃貸価格ハ十年毎ニ一般ニ之ヲ改訂ス、第一回ノ改訂ハ昭和十三年三於テ之ヲ行フ

前項ノ改訂ニ關スル事項ハ其ノ都度別ニ之ヲ定ム

土地ノ異動ニ因リ賃貸価格ヲ設定シ又ハ修正スル必要アルトキハ類地ノ賃貸価格ニ比準シ、其ノ土地ノ品位及情況ニ応ジ之ヲ定ム

第十条 地租ノ税率ハ百分ノ三・八トス

第十一条 地租ハ毎年左ノ納期ニ於テ之ヲ徴収ス

一 宅地租

第一期 翌年五月一日ヨリ三十一日限	年額ノ一分ノ一
第二期 翌年一月一日ヨリ三十一日限	年額ノ二分ノ一
一 田租	
第一期 翌年一月一日ヨリ三十一日限	年額ノ四分ノ一
第二期 翌年二月一日ヨリ末日限	年額ノ四分ノ一
第三期 翌年三月一日ヨリ三十一日限	年額ノ四分ノ一

第四期 翌年五月一日ヨリ三十一日限 年額ノ四分ノ一
三 其ノ他

第一期 其ノ年九月一日ヨリ三十日限 年額ノ一分ノ一

第二期 其ノ年十一月一日ヨリ三十日限 年額ノ一分ノ一

特別ノ事情アル地方ニシテ前項ノ納期ニ依リ難キモノニ付テハ勅令ヲ以テ特別ノ納期ヲ定ムルコトヲ得

第十二条 地租ハ納期開始ノ時ニ於テ土地台帳ニ所有者トシテ登録セラレタル者ヨリ之ヲ徴収ス、但シ質権ノ目的タル土地又ハ百年ヨリ長キ存続期間ノ定アル地上権ノ目的タル土地ニ付テハ、土地台帳ニ質権者又ハ地上権者トシテ登録セラレタル者ヨリ之ヲ徴収ス

第十三条 土地ノ異動アリタル場合ニ於テハ地番、地目、地積及賃貸価格ハ土地所有者ノ申告ニ依リ、申告ナキトキ若ハ申告ヲ不相当ト認ムルトキ又ハ申告ヲ要セザルトキハ税務署長ノ調査ニ依リ税務署長之ヲ定ム

第二章 土地ノ異動

第一節 有租地及無租地ノ転換

第十四条 本法ニ於テ無租地ト称スルハ地租ヲ課セザル土地（免租年期地、災害免租地及自作農免租地ヲ含マズ）ヲ謂ヒ、有租地トスルハ其ノ他ノ土地ヲ謂フ

第十五条 無租地ガ有租地ト為リタルトキ又ハ有租地ガ無租地ト為リタルトキハ土地所有者ハ三十日内ニ之ヲ税務署長ニ申告スベシ、但シ有租地ガ無租地ト為リタル場合ニ於テニ三関シ予メ政府ノ許可ヲ受ケ若ハ申告ヲ為シタルモノ又ハ官公署ニ於テ公示シタルモノニ付ハ此ノ限ニ在ラズ

第十六条 新ニ土地台帳ニ登録スベキ土地ヲ生ジタルトキハ當該地番区域内ニ於ケル最終ノ地番ヲ追ヒ順次其ノ地番

ヲ定ム、但シ特別ノ事情アルトキハ適宜ノ地番ヲ定ムルコトヲ得

第十七条 新ニ土地台帳ニ登録スペキ土地ヲ生ジタルトキハ直ニ其ノ地目ヲ設定ス

土地台帳ニ登録セラレタル無租地ガ有租地ト為リ又ハ有租地ガ無租地ト為タルトキハ直ニ其ノ地積ヲ修正ス

第十八条 新ニ土地台帳ニ登録スペキ土地ヲ生ジタルトキハ直ニ其ノ地積ヲ定ム

土地台帳ニ登録セラレタル無租地ガ有租地ト為リタルトキハ直ニ其ノ地積ヲ改測ス、但シ其ノ地積ニ異動ナシト認

ムルトキハ之ヲ省略スルコトヲ得

第十九条 国有財産法第二十一条ノ規定ニ依リ売払又ハ譲与ノ予約ヲ為シタル土地ニシテ開拓ノ事業成功ニ因リ売払又ハ譲与ヲ受ケ有租地ト為リタルモノニ付テハ、土地所有者ノ申請ニ依リ有租地ト為リタル年及其ノ翌年ヨリ二十一年ノ開拓減租年期ヲ許可シ、年期中ハ其ノ原地（開拓前ノ土地）相当ノ賃貸価格三依リ地租ヲ徵収ス

前項ノ年期満了スルモ尚地味成熟セザル土地ニ付テハ更三十年内ノ年期延長ヲ許可スルコトヲ得

第二十条 国有財産法第二十一条ノ規定ニ依リ売払又ハ譲与ノ予約ヲ為シタル土地ニシテ埋立（干拓ヲ含ム）ノ事業成功ニ因リ売払又ハ譲与ヲ受ケ有租地ト為リタルモノ、又ハ公有水面埋立法第二十四条若ハ第五十条ノ規定ニ依リ埋立地ノ所有権ヲ取得シ有租地ト為リタル土地ニ付テハ、土地所有者ノ申請ニ依リ有租地ト為リタル年及其ノ翌年ヨリ六十年ノ埋立免租年期ヲ許可ス

前項ノ年期満了スルモ尚地味成熟セザル土地ニ付テハ更三十年内ノ年期延長ヲ許可スルコトヲ得

第二十一条 前二条ノ規定ニ依リ開拓減租年期又ハ埋立免租年期ノ許可ヲ受ケントスル者ハ有租地ト為リタル日ヨリ六十日内ニ、開拓減租年期又ハ埋立免租年期延長ノ許可ヲ受ケントスル者ハ年期ノ満了スル年ノ六月三十日迄三稅務署長ニ申請スベシ

第二十二条 開拓減租年期中ニ於テ地類変換ヲ為シタルトキハ開拓減租年期ハ消滅ス

開拓減租年期中ニ於テ地目変換ヲ為シタルトキハ其ノ地目ヲ修正スル干其ノ賃貸価格ハ之ヲ修正セズ埋立免租年期中ニ於テ地目交換、地類変換又ハ開墾ニ該当スル土地ノ異動アルモ地目変換、地類変換又ハ開墾ナキモノト看做ス、此ノ場合ニ於テハ免租年期ノ満了スル年ニ於テ其ノ地目ヲ修正ス

第二十三条 開拓減租年期地又ハ埋立免租年期地ニ付テハ土地所有者ハ年期ノ満了スル年ノ六月三十日迄三年期満了申告書ヲ稅務署長ニ提出スベシ

第二十四条 無租地ガ有租地ト為リタルトキハ直ニ其ノ賃貸価格ヲ設定ス

開拓減租年期地ニ付テハ有租地ト為リタルトキ直ニ原地相当ノ賃貸価格ヲ設定シ開拓減租年期ノ満了スル年ニ於テ其ノ賃貸価格ヲ設定ス

埋立免租年期地ニ付テハ其ノ年期ノ満了スル年ニ於テ其ノ賃貸価格ヲ設定ス

第二十五条 開拓減租年期又ハ埋立免租年期ノ満了ニ因リ賃貸価格ヲ設定シ又ハ修正スル場合ニ於テ必要アリト認ムルトキハ其ノ地積ヲ改測ス

第二十六条 無租地ガ有租地ト為リタルトキハ賃貸価格ヲ設定（第二十四条第三項ノ設定ヲ含ム）シタル年ノ翌年分ヨリ地租ヲ徵收ス

開拓減租年期ノ満了ニ因リ賃貸価格ヲ修正シタル土地ニ付テハ其ノ修正ヲ為シタル年ノ翌年分ヨリ修正賃貸価格ニ依リ地租ヲ徵收ス

第二十七条 有租地ガ無租地ト為リタルトキハ其ノ申告ヲ要スルモノニ付テハ申告アリタル後ニ開始スル納期ヨリ、其ノ申告ヲ要セザルモノニ付テハ稅務署長ガ其ノ事実ヲ認メタル後ニ開始スル納期ヨリ地租ヲ徵收セズ

第二節 分筆及合筆

第二十八条 本法ニ於テ分筆ト称スルハ一筆ノ土地ヲ數筆ノ土地ト為スヲ謂ヒ、合筆ト称スルハ數筆ノ土地ヲ一筆ノ土地ト為スヲ謂フ

第二十九条 分筆又ハ合筆ヲ為サントスルトキハ土地所有者ハ之ヲ税務署長ニ申告スベシ

第三十条 一筆ノ土地ノ一部ガ左ノ各号ノ一二該当スルニ至リタルトキハ前条ノ申告ナキ場合ニ於テモ税務署長ハ其ノ土地ヲ分筆ス

一 別地目ト為ルトキ

二 無租地ガ有租地ト為リ又ハ有租地方無租地ト為ルトキ

三 所有者ヲ異ニスルトキ

四 質權又ハ百年ヨリ長キ存続期間ノ定アル地上權ノ目的ト為ルトキ

五 地番区域ヲ異ニスルトキ

第三十一条 分筆シタル土地ニ付テハ分筆前ノ地番ニ符号ヲ附シテ各筆ノ地番ヲ定ム

合筆シタル土地ニ付テハ合筆前ノ地番中ノ首位ノモノヲ以テ其ノ地番トス

特別ノ事情アルトキハ前二項ノ規定ニ拘ラズ適宜ノ番ヲ定ムルコトヲ得

第三十二条 分筆ヲ為シタルトキハ測量シテ各筆ノ地積ヲ定ム

合筆ヲ為シタルトキハ合筆前ノ各筆ノ地積ヲ合算シタルモノヲ以テ其ノ地積トス

第三十三条 分筆ヲ為シタルトキハ各筆ノ品位及情況ニ応ジ分筆前ノ賃貸価格ヲ配分シテ其ノ賃貸価格トス

トス

第三節 開墾

第三十四条 本法ニ於テ開墾ト称スルハ第一類地ヲ第一類地ト為スヲ謂フ

第三十五条 開墾成功シタルトキハ土地所有者ハ三十日内ニ之ヲ税務署長ニ申告シベシ

第三十六条 開墾ニ着手シタル土地ニ付テハ土地所有者ノ申請ニ依リ開墾着手ノ年及其ノ翌年ヨリ二十年ノ開墾減租年期ヲ許可シ、年期中ハ原地（開墾前ノ土地）相当ノ賃貸価格ニ依リ地租ヲ徵収ス、但シ地類交換ヲ為シタル後五年内ニ開墾ニ着手シタル土地ニ付テハ之ヲ許可セズ

二十一年内ニ成功シ能ハザル開墾地ニ付テハ前項ノ年期ハ開墾着手ノ年及其ノ翌年ヨリ四十年トス

前項ノ年期滿了スルモ尚地味成熟セザル土地ニ付テハ更三十年内ノ年期延長ヲ許可スルコトヲ得

宅地又ハ鉱泉地ト為ス開墾地ニ付テハ其ノ情況ニ依リ税務署長ハ開墾減租年期ヲ短縮スルコトヲ得

第三十七条 前条ノ規定ニ依リ開墾減租年期ノ許可ヲ受ケントスル者ハ開墾着手ノ日ヨリ三十日内ニ、開墾減租年期延長ノ許可ヲ受ケントスル者ハ年期ノ満了スル年ノ六月三十日迄ニ税務署長ニ申請スベシ

第三十八条 開墾減租年期中ニ於テ開墾成功シタルトキ又ハ其ノ成功地ニ付地目交換ヲ為シタルトキハ其ノ地目ヲ修正セズ正スルモ其ノ賃貸価格ハ之ヲ修正セズ

開墾減租年期中ニ於テ其ノ原地ニ付地目交換ヲ為シタルトキ又ハ其ノ成功地ニ付地類交換ヲ為シタルトキハ開墾減租年期ハ消滅ス

第三十九条 開墾減租年期地ニ付テハ土地所有者ハ年期ノ満了スル年ノ六月三十日迄三年期滿了申告書ヲ税務署長ニ提出スベシ

第四十条 開墾成功シタルトキハ（開墾減租年期中ナルト否トヲ問ハズ）直ニ其ノ地目ヲ修正ス

第四十一条 開墾成功シタルトキハ開墾減租年期地ヲ除クノ外直ニ其ノ賃貸価格ヲ修正ス

開墾減租年期地ニ付テハ其ノ年期ノ満了スル年ニ於テ其ノ賃貸価格ヲ修正ス、但シ年期満了スルモ尚開墾成功セザル士地ニ付テハ開墾成功シタルトキ直ニ其ノ賃貸価格ヲ修正ス

第四十二条 開墾ニ因リ賃貸価格ヲ修正スル場合ニ於テハ其ノ地積ヲ改測ス、但シ其ノ地積ニ異動ナシト認ムルトキハナラ省略スルコトヲ得

第四十三条 開墾ニ因リ地目又ハ賃貸価格ヲ修正シタル土地ニ付テハ其ノ修正ヲ為シタル年ノ翌年分ヨリ修正地目又ハ修正賃貸価格ニ依リ地租ヲ徵收ス

第四節 地目変換及地類変換

第四十四条 本法ニ於テ地目変換ト称スルハ第一類地中又ハ第二類地中ノ各地目ヲ変更スルヲ謂ヒ、地類変換ト称スルハ第一類地ヲ第二類地ト為スヲ謂フ

第四十五条 地目変換又ハ地類変換ヲ為シタルトキハ土地所有者ハ三十日内ニ之ヲ税務署長ニ申告スベシ

第四十六条 二十年内ニ成功シ能ハザル地目変換地ニ付テハ土地所有者ノ申請ニ依リ地目変換着手ノ年及其ノ翌年ヨリ四十年ノ地目変換減租年期ヲ許可シ、年期中ハ原地（変換前ノ土地）相当ノ賃貸価格ニ依リ地租ヲ徵收ス

前項ノ年期満了スルモ尚地味成熟セザル土地ニ付テハ十年内ノ年期延長ヲ許可スルコトヲ得

宅地又ハ鉱泉地ニ変換スル土地ニ付テハ其ノ情況ニ依リ税務署長ハ地目変換減租年期ヲ短縮スルコトヲ得

第四十七条 前条ノ規定ニ依リ地目変換減租年期ノ許可ヲ受ケントスル者ハ地目変換着手ノ日ヨリ三十日内ニ、地目変換減租年期延長ノ許可ヲ受ケントスル者ハ年期ノ満了スル年ノ六月三十日迄ニ税務署長ニ申請スベシ

第四十八条 地目変換減租年期中ニ於テ其ノ原地又ハ変換地ニ付地目変換ヲ為シタルトキハ其ノ地目ヲ修正スルモ其

ノ賃貸価格ハナラ修正セズ

地目変換減租年期中ニ於テ地類変換ヲ為シタルトキハ地目変換減租年期ハ消滅ス

第四十九条 地目変換減租年期地ニ付テハ土地所有者ハ年期ノ満了スル年ノ六月三十日迄ニ年期満了申告書ヲ税務署長ニ提出スベシ

第五十条 地目変換又ハ地類変換ヲ為シタルトキハ（地目変換減租年期中ナルト否トヲ問ハズ）直ニ其ノ地目ヲ修正ス

第五十一条 地目変換又ハ地類変換ヲ為シタルトキハ地目変換減租年期地ヲ除クノ外直ニ其ノ賃貸価格ヲ修正ス
地目変換減租年期地ニ付テハ其ノ年期ノ満了スル年ニ於テ其ノ賃貸価格ヲ修正ス、但シ年期満了スルモ尚地目変換セザル土地ニ付テハ地目変換シタルトキ直ニ其ノ賃貸価格ヲ修正ス

第五十二条 地目変換又ハ地類変換ニ因リ賃貸価格ヲ修正スル場合ニ於テ必要アリト認ムルトキハ其ノ地積ヲ改測ス

第五十三条 地目変換又ハ地類変換ニ因リ地目又ハ賃貸価格ヲ修正シタル土地ニ付テハ其ノ修正ヲ為シタル年ノ翌年分ヨリ修正地目又ハ修正賃貸価格ニ依リ地租ヲ徵收ス

第五節 荒地免租

第五十四条 本法ニ於テ荒地ト称スルハ災害ニ因リ地形ヲ変ジ又ハ作土ヲ損傷シタル土地ヲ謂フ

第五十五条 荒地ニ付テハ納稅義務者ノ申請ニ依リ荒地ト為リタル年及其ノ翌年ヨリ十五年内ノ荒地免租年期ヲ許可ス

前項ノ年期満了スルモ尚荒地ノ形状ヲ存スルモノニ付テハ更三十五年内ノ年期延長ヲ許可スルコトヲ得
海、湖又ハ河川ノ状況ト為リタル荒地ニ付テハ前項ノ延長年期ハ二十年内トス、其ノ年期満了スルモ尚海、湖又ハ

ス

河川ノ状況ニ在ルモノハ本法ノ適用三付テハ海、湖又ハ河川ト為リタルモノト看做ス

第五十六条 前条ノ規定ニ依リ荒地免租年期ノ許可ヲ受ケントスル者ハ税務署長ニ申請スベシ

荒地免租年期延長ノ許可ヲ受ケントスル者ハ年期ノ満了スル年ノ六月三十日迄ニ税務署長ニ申請スベシ

第五十七条 荒地免租年期地ニ付テハ免租年期許可ノ申請アリタル後ニ開始スル納期ヨリ地租ヲ徵收セズ

第五十八条 荒地免租年期中ノ土地ガ再び荒地ト為リ免租年期ノ許可ヲ受ケタルトキハ前ノ年期ハ消滅ス

第五十九条 開拓減租年期、埋立免租年期、開墾減租年期又ハ地目変換減租年期中ノ土地ニ付荒地免租年期ヲ許可シ

タルトキハ、其ノ許可ヲ為シタル年ヨリ荒地免租年期満了ニ至ル迄ハ開拓減租年期、埋立免租年期、開墾減租年期又ハ地目変換減租年期ハ其ノ進行ヲ止ム

前項ノ規定ハ他ノ法律ニ依リ一定ノ期間地租ノ全部又ハ一部ヲ免除シタル土地ニ付荒地免租年期ヲ許可シタル場合ニ之ヲ準用ス

第六十条 荒地免租年期中ニ於テ地目変換、地類変換又ハ開墾ニ該当スル土地ノ異動アルモ地目変換、地類変換又ハ開墾ナキモノト看做ス、此ノ場合ニ於テハ免租年期ノ満了スル年ニ於テ其ノ地目ヲ修正ス

第六十一条 荒地免租年期地ニ付テハ納稅義務者ハ年期ノ満了スル年ノ六月三十日迄三年期満了申告書ヲ税務署長ニ提出スベシ

第六十二条 荒地免租年期地ニ付テハ其ノ年期ノ満了スル年ニ於テ其ノ賃貸価格ヲ設定ス

第六十三条 荒地免租年期ノ満了ニ因リ賃貸価格ヲ設定スル場合ニ於テ必要アリタルトキハ其ノ地積ヲ改測ス

第六十四条 荒地免租年期ノ満了ニ因リ賃貸価格ヲ設定シタル土地ニ付テハ其ノ設定ヲ為シタル年ノ翌年分ヨリ地租ヲ徵收ス

第三章 災害免租地

第六十五条 北海道又ハ府県ノ全部又ハ一部ニ瓦ル災害又ハ天候不順ニ因リ収穫皆無ニ帰シタル田畠ニ付テハ納稅義務者ノ申請ニ依リ其ノ年分地租ハ之ヲ免除ス

第六十六条 地目変換若ハ開墾成功ノ申告アリタル土地又ハ耕地整理工事完了シ賃貸価格配賦ノ申出アリタル土地ニシテ未ダ土地台帳ヲ更正セザルモノニ付テハ、其ノ成功地目ガ田畠ナルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ前条ノ規定ヲ適用ス

第六十七条 前二条ノ規定ニ依リ地租ノ免除ヲ受ケントスル者ハ被害現状ノ存スル間ニ於テ其ノ事実ヲ明ニシテ税務署長ニ申請スベシ

第六十八条 前条ノ申請アリタルトキハ被害ノ調査中其ノ年分地租ノ徵收ヲ猶予スルコトヲ得

第六十九条 第六十五条又ハ第六十六条ノ規定ニ依リ免除シタル地租ハ法律上總テノ納稅資格申ヨリ之ヲ控除セズ

第四章 自作農地免租

第七十条 田畠地租ノ納期開始ノ時ニ於テ納稅義務者（法人ヲ除ク）ノ住所地市町村及隣接市町村内ニ於ケル田畠賃貸価格ノ合計金額ガ其ノ同居家族ノ分ト合算シ二百円未満ナルトキハ、納稅義務者ノ申請ニ依リ其ノ田畠ノ当該納期分地租ハ命令ノ定ムル所ニ依リ之ヲ免除ス、但シ小作ニ付シタル田畠ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

民法施行前ヨリ引続キ存スル永小作権ニ付其ノ設定ノ當時旧来ノ慣行ニ依リテ小作料支払ノ外、當該田畠ノ地租ノ全額ヲ永小作権者ニ於テ負担スルコトヲ約シタル田畠ニ闕シテハ、命令ノ定ムル所ニ依リ永小作権者ヲ所有者ト看做シテ前項ノ規定ヲ適用ス

第七十一条 前条ノ規定ニ依リ地租ノ免除ヲ受ケントスル者ハ毎年三月中ニ住所地市町村ヲ經由シ税務署長ニ申請ス

ベシ

前項ノ申請期間經過後新ニ前条ノ規定ニ該当スルニ至リタル田畠ニ付テハ次ノ納期開始前三於テ前項ノ申請ヲ為ストヲ得

第五章 地租徵收

第七十二条 稅務署長ハ土地ノ異動其ノ他地租徵收ニ關シ必要ト認ムル事項ヲ市町村ニ通知スベシ

第七十三条 地租ハ各納稅義務者ニ付同一市町村内ニ於ケル同一地目ノ賃貸価格ノ合計金額ニ依リ算出シ之ヲ徵收ス、但シ賃貸価格ノ合計金額ガ一円三満タザルトキハ地租ヲ徵收セズ

田、畠、宅地以外ノ土地ハ之ヲ同一地目ノ土地ト看做シテ前項ノ規定ヲ適用ス

第七十四条 市町村ハ地租ノ納期毎ニ其ノ納期開始前十五日迄ニ賃貸価格及地租ノ總額並ニ其ノ各納期ニ於ケル納額ヲ稅務署長ニ報告スベシ、但シ前報告後異動ナキトキハ此ノ限ニ在ラズ

前項ノ報告後納期開始迄三報告事項ニ異動ヲ生ジタルトキハ地租ヲ適用ス

第七十五条 市町村ハ第七十条ノ規定ニ依リ地租ヲ免除スル田畠ノ賃貸価格ノ總額ヲ前条ノ例ニ準ジ稅務署長ニ報告スベシ

第七十六条 大蔵大臣ハ稅務署長又ハ其ノ代理官ヲシテ隨時市町村ニ於ケル國稅徵收ニ關スル事務ヲ監督セシムベシ

第六章 雜則

第七十七条 他ノ法律ニ依リ一定ノ期間地租ヲ免除シタル土地ニ付テハ別段ノ規定アル場合ヲ除クノ外第五十七条及第六十条乃至第六十四条ノ規定ヲ準用ス

第七十八条 稅務署長土地ノ異動ニ因リ地番、地目、地積又ハ賃貸価格ヲ土地台帳ニ登録シタルトキ又ハ登録ヲ変更スベシ

シタルトギハ土地所有者及納稅義務者ニ通知スベシ

第七十九条 納稅義務者其ノ土地所在ノ市町村内ニ現住セザルトキハ地租ニ關スル事項ヲ處理セシムル為、其ノ市町村内ニ現住スル者ニ就キ納稅管理人ヲ定メ當該市町村長ニ申告スベシ

第八十条 土地所有者ニ変更アリタル場合ニ於テハ旧所有者ガ為スベカリシ申告ハ所有者ノ変更アリタル日ヨリ三十二日内ニ新所有者ヨリ之ヲ為スベシ

第八十一条 本法ニ依リ土地所有者ヨリ為スベキ申告又ハ申請ハ、質權ノ目的タル土地又ハ百年ヨリ長キ存続期間ノ定アル地上權ノ目的タル土地ニ付テハ土地台帳ニ登録セラレタル質權者又ハ地上權者ヨリ之ヲ為スコトヲ得

第八十二条 本法ニ依リ申告ヲ為スベキ義務ヲ有スル者其ノ申告ヲ為サザルトキハ五十円以下ノ過料ニ処ス
非訴事件手続法第二百六条乃至第二百八条ノ規定ハ前項ノ過料ニ付之ヲ適用ス

第八十三条 詐偽其ノ他不正ノ行為ニ依リ地租ヲ遁脱シタル者ハ其ノ遁脱シタル税金ノ五倍ニ相当スル罰金又ハ科料ニ處シ直ニ其ノ地租ヲ徵收ス、但シ自首シタル者又ハ稅務署長ニ申出デタル者ハ其ノ罪ヲ問ハズ

前項ノ罪ヲ犯シタル者ニハ刑法第三十八条第三項但書、第三十九条第二項、第四十条、第四十一条、第四十八条第二項、第六十三条及第六十六条ノ例ヲ用ヒズ

第八十四条 本法ニ依リ申告ヲ為スベキ義務ヲ有スル者其ノ申告ヲ為サズ仍テ地租ニ不足額アルトキハ直ニ之ヲ徵收ス

第八十五条 前二条ノ規定ニ依リ地租ヲ徵收スル場合ニ於テハ第七十三条ノ規定ニ拘ラズ當該土地一筆毎ニ其ノ地租ヲ算出ス

第八十六条 稅務署長又ハ其ノ代理官ハ土地ノ検査ヲ為シ又ハ土地ノ所有者、質權者、地上權者其ノ他利害關係人ニ

対シ必要ナル事項ヲ質問スルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テ土地ノ検査ヲ拒ミ又ハ之ヲ妨ゲタル者ハ百円以下ノ罰金ニ処ス

第八十七条 市制第六条又ハ第八十二条第三項ノ市ニ於テハ本法中市ニ闊スル規定ハ区長ニ之ヲ適用ス

町村制ヲ施行セザル地ニ於テハ本法中町村ニ闊スル規定ハ町村ニ準ズベキモノニ之ヲ適用ス

第八十八条 本法ハ国有地ニ之ヲ適用セズ

第八十九条 府県、市町村、其ノ他ノ公共団体ハ第二条ノ規定ニ依リ地租ヲ課セザル土地ニ租税其ノ他ノ公課ヲ課スルコトヲ得ズ、但シ所有者以外ノ者同様第一号又ハ第二号ノ土地ヲ使用収益スル場合ニ於テ其ノ土地ニ付使用者ニ租税其ノ他ノ公課ヲ課スルハ此ノ限ニ在ラズ

附則

第九十条 本法ハ昭和六年四月一日ヨリ之ヲ施行ス、但シ昭和六年分地租ニ限リ第十条ノ規定中百分ノ三・八トアルハ百分ノ四、第十二条ノ規定中宅地租第一期其ノ年七月一日ヨリ三十一日限トアルハ其ノ年十一月一日ヨリ三十日限、其ノ他第一期其ノ年九月一日ヨリ三十日限トアルハ翌年一月一日ヨリ三十一日限、其ノ他第二期其ノ年十一月一日ヨリ三十日限トアルハ翌年三月一日ヨリ三十一日限、第七十二条第一項ノ規定中三月中トアルハ十二月中トス

第九十一条 左ノ法律ハ之ヲ廢止ス、但シ昭和五年分以前ノ地租ニ闊シテハ仍旧法ニ依ル

地租条例

災害地地租免除法

宅地地価修正法

明治七年第一百一十号布告地所名称区别

明治三十四年法律第三十号

明治三十四年法律第三十一号

明治三十七年法律第十二号

明治三十七年法律第十六号

大正十五年法律第四十七号

第九十二条 土地賃貸価格調査法ニ依リ賃貸価格ノ調査ヲ為シタル土地ニ付テハ同法ニ依リ調査シタル賃貸価格ヲ以テ本法施行ノ際ニ於ケル賃貸価格トス、但シ其ノ賃貸価格ニ依リ算出シタル本法ノ地租額ガ從前ノ地価ニ依リ算出シタル旧法ノ地租額ノ三倍八割ヲ超ユル土地ニ在リテハ旧法ノ地租額ノ三倍八割ニ相当スル金額ヲ百分ノ三・八ヲ以テ除シタル金額ヲ以テ其ノ賃貸価格トス

第九十三条 大正十五年四月一日後本法施行前ニ於テ地価ヲ設定シ又ハ修正シタル土地（免租年期又ハ低価年期ノ満了ニ因リ原地価ニ復シタルモノヲ含ム）ニ付テハ第九条第三項ノ例ニ準ジ其ノ賃貸価格ヲ定ム
大正十五年四月一日後本法施行前三於テ分離又ハ合筆ヲ為シタル土地ニ付テハ第三十三条ノ例ニ準ジ前条ノ賃貸価格ヲ配分又ハ合算シテ其ノ賃貸価格ヲ定ム

第九十四条 旧法ニ依リ低価年期ノ許可ヲ受ケタル土地ニシテ本法施行ノ際未ダ原地価ニ復セザルモノニ付テハ第九条第三項ノ例ニ準ジ其ノ賃貸価格ヲ定ム

第九十五条 前三条ノ規定ニ依リ賃貸価格ヲ定メタル土地ニ付テハ昭和六年分ヨリ本法ニ依リ地租ヲ徴収ス

第九十六条 本法施行前ニ於ケル土地ノ異動中本法施行ノ際未ダ旧法ニ依リ地価ノ設定又ハ修正其ノ他ノ処分ヲ為ザルモノニシテ、本法中之ニ相当スル規定アルモノニ闇シテハ本法ヲ適用ス、但シ第九十二条但書ノ規定ノ適用ヲ妨げズ

第九十七条 旧法ニ依ル届出又ハ申請ニシテ本法中之ニ相当スル規定アルモノハ之ヲ本法ニ依ル申告又ハ申請ト看做ス

第九十八条 旧法ニ依リ開墾ノ届出アリタル土地ニシテ本法施行ノ際開墾着手後未ダ二十年ヲ経過セザルモノハ第三十六条第一項ノ規定ニ依リ開墾減租年期ヲ許可セラレタルモノト看做ス、但シ地類変換ヲ為シタル後五年内ニ開墾ヲ為シタル土地ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

第九十九条 旧法ニ依リ免租年期、鐵下年期又ハ地価据置年期ノ許可ヲ受ケタル土地ニシテ、本法施行ノ際未ダ其ノ年期ノ満了セザルモノハ左ノ区分ニ從ヒ本法ニ依リ免租年期又ハ減租年期ヲ許可セラレタルモノト看做ス

一 地租条例第十六条第三項ノ鐵下年期ハ第三十六条第二項ノ開墾減租年期トス

二 地租条例第十六条第四項ノ鐵下年期ハ第十九条第一項ノ開拓減租年期トス

三 地租条例第十六条第五項ノ新開免租年期ハ第二十条第一項ノ埋立免租年期トス

四 地租条例第十六条第六項ノ地価据置年期ハ第四十六条第一項ノ地目変換減租年期トス

五 明治三十四年法律第三十号ノ年期延長ハ前各号ノ例ニ準ジ第十九条第二項、第二十条第一項、第三十六条第二項又ハ第四十六条第二項ノ年期延長トス

六 地租条例第十一条ノ荒地免租年期ハ第五十五条第一項ノ荒地免租年期トス

七 地租条例第二十三条又ハ第二十四条ノ免租縫年期ハ荒地ノ種類ニ從ヒ第五十五条第一項又ハ第二項ノ年期延長

トス

前項ノ年期ハ旧法ニ依リ許可セラレタル年期ノ残年期間ノ経過スル年ノ翌年ニ於テ満了ス

第一百条 地積ハ第七条ノ規定ニ拘ラズ當分ノ内左ノ各号ノ規定ニ依リ之ヲ定ム

一 宅地及鉱泉地ノ地積ハ六尺平方ヲ坪、坪ノ十分ノ一ヲ合、合ノ十分ノ一ヲヤトシテ之ヲ定メ、勾未滿ノ端数ハ之ヲ切捨ツ

二 宅地及鉱泉地以外ノ土地ノ地積ハ六尺平方ヲ歩、三十歩ヲ畝、十畝ヲ段、十段ヲ町トシテ之ヲ定メ、歩未満ノ端数ハ之ヲ切捨ツ、但シ一筆ノ地積一步未満ナルモノニ付テハ歩ノ十分ノ一ヲ合、合ノ十分ノ一ヲヤトシテ之ヲ定メ、勾未滿ノ端数ハ之ヲ切捨ツ

第一百一条 旧法ノ土地台帳ハ之ヲ本法ノ土地台帳ト看做ス

第一百二条 小笠原島及伊豆七島ノ地租ニ付テハ當分ノ内仍從前ノ例ニ依ル

〔法令全書〕

11 昭和11年 土地賃貸価格改訂法の制定

土地賃貸価格改訂法（昭和11年5月法律第三十六号）

第一条 政府ハ地租法第九条第一項ノ規定ニ依リ昭和十三年一月一日ニ於テ土地ノ賃貸価格ヲ改訂シ昭和十三年分ヨリ改訂賃貸価格ニ依リ地租ヲ徵收ス

第二条 改訂賃貸価格ハ各地且毎ニ昭和十一年四月一日ニ於テ土地ノ情況類似スル区域内ニ於ケル標準ト為ルベキ土

地ノ賃貸価格（標準賃貸価格）ニ依ル

前項ニ定ムルモノノ外賃貸価格ノ算定ニ關シ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第三条 昭和十一年四月一日後昭和十二年十二月三十一日迄ノ間ニ於テ分筆又ハ合筆ヲ為シタル土地ノ改訂

賃貸価格ハ、地租法第九条第三項ノ例ニ準ジ之ヲ定ム

昭和十一年四月一日後昭和十二年十二月三十一日迄ノ間ニ於テ分筆又ハ合筆ヲ為シタル土地ノ改訂
ノ分筆又ハ合筆前ノ土地ニ付前条ノ規定ニ依リ定メラルベキ賃貸価格ヲ、地租法第三十三条ノ例ニ準シ配分又ハ合
算シテ之ヲ定ム

第四条 改訂賃貸価格ニ依ル各土地ノ地租額カ從前ノ賃貸価格ニ依ル地租額ノ四倍ヲ超ユルトキハ其ノ四倍ヲ超ユル
金額ニ相当スル地租ハ昭和十五年分迄之ヲ免除ス

第五条 第二条第一項ノ区域及標準賃貸価格ハ賃貸価格調査委員会ノ議ニ付シ政府ニ於テ之ヲ定ム

第六条 稅務署長ハ第二条第一項ノ区域及標準賃貸価格ノ調査書ヲ作成シ之ヲ賃貸価格調査委員会ニ提出スベシ

第七条 各税務署所轄内ニ賃貸価格調査委員会ヲ置ク、但シ税務署所轄内ニ在ル市ニ付テハ命令ヲ以テ特ニ賃貸価格
調査委員会ヲ置クコトヲ得

第八条 賃貸価格調査委員会ハ之ヲ置クベキ区域内ノ各市町村ニ於テ地租納稅義務者ノ選舉シタル調査委員ヲ以テ之
ヲ組織ス

各市町村ニ於テ選舉スヘキ調査委員ノ數ハ市ニ在リテハ八十人、町村ニ在リテハ一人トス、但シ市町村ノ情況ニ依リ
命令ヲ以テ之ヲ増減スルコトヲ得

第九条 選舉期日前十五日ノ現在ニ於テ地租名寄帳ニ納稅義務者トシテ記載セラレタル個人（地租法第七十条又ハ第

二二条第一項但書ノ規定ニ依リ地租ヲ免除セラル者又ハ地租ヲ徵收セラレザル者ヲ含ム）ハ、当該市町村内ニ
於テ調査委員ヲ選舉シ又ハ調査委員ニ選舉セラルルコトヲ得、但シ左ノ各号ノ一ニ該當スル者ハ此ノ限ニ在ラズ
一 無能力者

二 破産者ニシテ復権ヲ得ザルモノ

三 国税滞納処分ヲ受ケタル後一年ヲ経ザル者

四 六年ノ懲役若ハ禁固以上ノ刑ニ処セラレ又ハ旧刑法ノ重罪ノ刑ニ処セラレタル者

五 六年未満ノ懲役又ハ禁固ノ刑ニ処セラレタル者ニシテ其ノ刑ノ執行ヲ終リ又ハ執行ヲ受クルコトナキニ至ル迄
ノモノ

六 地租法第八十三条又ハ第八十六条第二項ノ規定ニ依リ处罚セラレタル後五年ヲ経ザル者

法人ニシテ地租ノ納稅義務ヲ有スル者ハ前項ノ規定ニ準シ調査委員ヲ選舉スルコトヲ得、此ノ場合ニ於テハ選舉ニ
関スル代表者ヲ定メ当該市町村長ニ申告スベシ

第一項各号ノ一ニ該當スル者ハ前項ノ規定ニ依ル法人ノ代表者タルコトヲ得ズ

第十一条 投票及開票ニ関スル事務ハ市町村長之ヲ担任シ、其ノ他ノ選舉ニ関スル事務ハ税務署長之ヲ担任ス

第十二条 税務署長ハ調査委員ノ選舉期日ヲ定メ之ヲ公示スベシ
市町村長前項ノ通知ヲ受ケタルトキハ少クトモ選舉期日七日前ニ之ヲ公示スベシ
前項ノ公示ニハ投票及開票ノ日時及場所ヲ記載スベシ

第十二条 調査委員ノ選舉ハ無記名投票ヲ以テ之ヲ行フ
投票ハ一人一票ニ限ル

第二十九条 税務署長又ハ其ノ代理官ハ賃貸価格調査委員会ニ出席シ意見ヲ陳述スルコトヲ得

第三十条 調査委員ニハ命令ノ定ムル所ニ依リ手当及旅費ヲ支給ス

第三十一条 第二条第一項ノ区域及標準賃貸価格ヲ定メタルトキハ税務署長ハ之ヲ市町村長ニ通知ズベシ

市町村長前項ノ通知ヲ受ケタルトキハ二十日間関係者ノ縦覧三供スベシ、縦覧期間ハ予メ之ヲ公示スベシ

第三十二条 自己ノ納稅義務ヲ有スル土地ニ適用セラルベキ標準賃貸価格ニ關シテ異議アル者ハ前条ノ縦覧期間満了ノ日ヨリ二十日以内ニ不服ノ事由ヲ具シ、税務署長ヲ經由シテ税務監督局長ニ異議ノ申立ヲ為スコトヲ得

前項ノ申立アリタル場合ト雖モ政府ハ税金ノ徵収ヲ猶予セズ

第三十三条 前条第一項ノ申立アリタルトキハ税務監督局長ハ之ヲ審査決定シ異議申立人ニ通知スベシ

第三十四条 前条ノ決定ニ不服アルトキハ訴願ヲ為シ又ハ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得

第三十五条 税務署長又ハ其ノ代理官ハ土地ノ所有者、質権者、地上権者其ノ他利害關係人ニ対シ賃貸価格ノ調査上必要ナル事項ヲ質問スルコトヲ得

第三十六条 賃貸価格ノ調査又ハ決議ニ從事シタル者ハ其ノ調査又ハ決議ニ關シ知リタル秘密ヲ正当ノ事由ナクシテ他ニ漏洩スルコトヲ得ズ

第三十七条 町村組合ニシテ町村ノ事務ノ全部又ハ役場事務ヲ共同処理スルモノハ本法ノ適用ニ付テハ之ヲ一町村、其ノ組合管理者ハ之ヲ町村長ト看做ス

市制第六条又ハ第八十二条第三項ノ市ニ於テハ本法中市ニ闊スル規定ハ区ニ、市長ニ闊スル規定ハ区長ニ之ヲ適用ス

町村制ヲ施行セザル地ニ於テハ本法中町村ニ闊スル規定ハ町村ニ造ズベキモノニ、町村長ニ闊スル規定ハ町村長ニ

準ズベキモノニ之ヲ適用ス

附則

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

地租法第七十二条第一項ニ規定スル申請期間ハ昭和十三年分地租ニ限り命令ヲ以テ之ヲ変更スルコトヲ得

〔法令全書〕

12 昭和11年 全国局長會議配布資料

(1) 土地賃貸価格改訂要綱 土地賃貸価格改訂要綱 大蔵省（主税）

- 一 土地ノ賃貸価格ヲ調査シ地租法第九条第一項ノ規定ニ依ル賃貸価格ノ改訂ヲ行フコト
- 二 賃貸価格ノ調査ハ昭和十一年四月一日現在ノ有租地ニ付之ヲ行フコト
- 三 土地ノ賃貸価格ハ各地目毎ニ土地ノ情勢類似スル区域内ノ標準賃貸価格ニ依ルコト
- 四 標準賃貸価格ハ前項ノ区域内ニ於ケル標準トナルベキ土地ニ付、貸主ガ公課修繕費其ノ他土地ノ維持ニ必要ナル経費ヲ負担スル条件ヲ以テ之ヲ賃貸スル場合ニ於テ、貸主ノ收得スペキ一年分ノ金額ニ依リ之ヲ評定スルコト
- 五 賃貸価格ノ算定ハ田畠及塩田ニ付テハ昭和十年以前五ヶ年間ノ実收賃料ノ平均、其ノ他ノ土地ニ付テハ昭和十一年四月一日現在ノ賃貸料ヲ基礎トスルコト
- 六 物納三係ル賃料ヲ換算スペキ米穀其ノ他ノ物価ハ昭和十年以前五ヶ年間ノ平均価格（庭渡価格）ヲ基礎トシテ

之ヲ算定スルコト

七 適用区域及標準賃貸価格ハ賃貸価格調査委員会ノ議三付シ之ヲ定ムルコト

八 賃貸価格調査委員会ハ各税務署所轄内ニ之ヲ設クルコト、但シ税務署所轄内ニ在ル市町村ニ付テハ賃貸価格調査委員会ヲ以テ組織スルコト

九 賃貸価格調査委員会ハ之ヲ置クベキ区域内ノ各市町村ニ於テ地租納稅義務者ノ選挙シタル調査委員ヲ以テ組織スルコト

調査委員ノ定数ハ市ニ在リテハ十人、町村ニ在リテハ一人トスルコト、但シ市町村ノ情況ニ依リ之ヲ増減スルヲ得ルコト

一〇 昭和十二年九月三十日迄三賃貸価格調査委員会成立セザルトキ又ハ昭和十二年九月三十日迄三決議終了セザルトキハ、政府ニ於テ適用区域及標準賃貸価格ヲ定ムルコト

一一 調査委員選挙、調査委員会ノ手続及決定賃貸価格ノ公示、異議申立等ニ関スル事項ハ大体昭和二年土地賃貸価格調査委員会法ノ例ニ準ズルコト

一二 昭和十一年四月一日後昭和十二年十一月三十日迄ノ間ニ於テ土地ノ異動ニ因リ賃貸価格ヲ設定又ハ修正シタル土地ニ付テハ、類地ノ調査賃貸価格ニ比準シテ賃貸価格ノ改訂ヲ行フコト

一三 賃貸価格改訂ノ結果其ノ土地ニ付スル地租ガ四倍ヲ超ユルモノニ在リテハ三ヶ年間其ノ超過額ヲ免除スルコト

(2) 昭和十一年一月一日現在有租地表 全国

昭和十一年一月一日現在有租地表 全国

大蔵省(主税)

(一) 四、一セ)

地目	地 積	賃貸価格	地 租	率 数
田畠	二、九九六、〇九三・七〇	八一六、二七六、六八三	三、〇一八、五一四	五一、六三四、二六八
宅地	二、八八七、一五三・六九	二〇八、九九五、六一五	七、九四一、八二四	四二、五一七、九六八
池沼	四六三、七四一、一四	六六三、三一三、二六八	一五、二〇五、九〇五	一三、〇六三、一四四
地	四、一八六、一一	二、二一〇、二六四	八三、九八七	一四、三六八
林	五、九九	四九二、六五三	一八、七一五	六、四九四
原野	一五、五〇一、七一	四八五、七一	一八、四四九	一〇〇、一五九
牧場	八、九三三、九六一、四六	四〇、一四六、五五三	一、五二五、五六四	一五、一六三、四五八
山	二〇三、五一〇、六九	二六八、三八一	一〇、二〇一	一〇、四九六
泉	一、七八八、六八一、七七	四五五、大一一	一六九、三一八	七、〇四五、五〇六
地	二三、五八七、八七	三、五七一、八八五	一三五、七三一	四〇三、〇五五
計	一七、三一六、四二五、一三一、七四〇、二二六、六三四	六六、一二八、二〇八	一四〇、〇六八、〇一七	
合計	一七、三一六、四二五、一三一、七四〇、二二六、六三四	六六、一二八、二〇八	一四〇、〇六八、〇一七	

備考 地租ハ賃貸価格ニ税率ヲ乗シテ算出シタルモノニシテ自作農地免租額ヲモ含ム

(3) 昭和十二年一月一日現在有租地表

昭和十一年一月一日現在有租地表

府県別各地目合計

一〇一、七九四、〇三	一六、一一一、四四四	四、一、五七一、八五〇	一、一、五五七、九四五
一〇一、九〇九、五八	一六、一二一、四四四	五、一、五七一、八五〇	一、一、五五七、九四五
一〇一、五五五	一六、二二一、四四四	八、一、五七一、八五〇	一、一、五五七、九四五
一八五、〇九八、三三	一六、三二一、八六〇	一八、一〇四、八五四	一、一、五五七、九四五
一八五、一七八	一六、四二一、八六〇	一八、一〇四、八五四	一、一、五五七、九四五
一〇一、一九一、八五	一六、五二一、八六〇	一九、〇七七、四一	一、一、五五七、九四五
一八五、〇三三、一四	一六、六二一、八六〇	一九、〇〇〇、四一	一、一、五五七、九四五
一七三、四九〇、五八	一六、七二一、九〇	一九、〇〇〇、四一	一、一、五五七、九四五
一五五、一七三、〇六	一六、八二一、九〇	一九、〇〇〇、四一	一、一、五五七、九四五
一三一、一九九、七一	一六、九二一、〇〇〇	一九、〇〇〇、四一	一、一、五五七、九四五
一三一、九五〇、〇三	一六、一〇八、一四一	一九、〇〇〇、四一	一、一、五五七、九四五
一七、五五八、三九一	一六、一〇八、一四一	一九、〇〇〇、四一	一、一、五五七、九四五
六六七、二二八	一六、一〇八、一四一	一九、〇〇〇、四一	一、一、五五七、九四五
一、五四四、〇四九	一六、一〇八、一四一	一九、〇〇〇、四一	一、一、五五七、九四五

計	八二七、八五四・九八	一七三、一九八、三〇七	六、五八五、三四一	一、一九四、七八二	六二八、九八二	一、六七八、七一一	一九、〇九六、〇六三	一六、一五五、一一六	札幌
北海道	一、五二六、八七九・三四	三三六、五三六・〇一	一九、〇四一、二八〇	一〇、四二八、六六六	七七八、一九二	一、一五六、五一九	一六、一八八、五七四	高知	
富士山	七〇八、六三九・二九	五六〇、六四五・三六	三八、〇三九、一三三八	一、四四五、四九二	六、一五一、三八九	一、一七一、三八九	一九、〇九六、〇六三	仙台	
岩手	五六〇、〇三七・四一	三三一、五五六、一八二	一、一九九、一三五	一、一九九、七九九	一、一六六、六六五	一、一七一、三八九	一六、一五五、一一六	高麗	
福島	三四五、八〇四・一九	一〇、一五八、七九七	一、一九九、一三五	七六六、〇三三	一、一六六、六六五	一、一七一、三八九	一九、〇九六、〇六三	北海道	
宮崎	三六四、三三三・五九	三四〇、〇七三、一四四	一、一九四、七八二	一、一九九、七九九	一、一六六、六六五	一、一七一、三八九	一六、一五五、一一六	高知	
鹿兒島	一、六七一、九九二・九六	一、七三、一九八、三〇七	六、五八五、三四一	一、一九四、七八二	一、一六六、六六五	一、一七一、三八九	一九、〇九六、〇六三	仙台	
計	七五、一九五、三四〇	一、八五七、四二七	五、一四九、八四四	一、一九四、七八二	一、一六六、六六五	一、一七一、三八九	一六、一五五、一一六	札幌	
計	八二七、八五四・九八	一七三、一九八、三〇七	六、五八五、三四一	一、一九四、七八二	一、一六六、六六五	一、一七一、三八九	一九、〇九六、〇六三	高知	

昭和十一年一月一日現在平均賃貸価格表

(5) 東京税務監督局の諮詢事項答申要領

東京稅務監督局

〔主税局ニ於テ定メサル見込〕()は欄外のメモ、以下同)

- 有租地現在額ノ調査ハ有租地集計簿ノ員數ニ対シ千分ノ五以内ノ差異ニ及シテハ一處之テ是漏スルノ坂ニシテト
〔主税局ニ於テ定メサル見込〕〔 〕は欄外のメモ、以下同)
一 前回ノ調査委員会ニ於テ特ニ問題ト為リタル地域ニ対シテハ今回調査ニ当リ充分ナル注意ヲ払ヒ適正ナル資料ノ
蒐集並利用ヲ為スト共ニ、熟練者ヲシテ編級ニ当ラシムル等予メ対応策ヲ講シ置クコト
三 各局並本局管内各署間ノ隣接地立会調査ヲ励行シ彼此不均衡ナキヲ期スルコト
四 調査委員会ニ対スル調査内容ノ説明並折衝上ノ當否ハ委員会ノ空氣ニ至大ナル關係ヲ及ホスマノナルヲ以テ、開
会前署長会議ヲ開キ之力対応策ニ關スル諮詢、協議及指示ヲ為ス等万遺漏ナキヲ期スルコト
五 市町村長ヲシテ当該市町村ノ土地（主トシテ田、畠）ニ対スル事情精通者ヲ一大字ヨリ一人宛推薦セシメテ嘱託

員ト為シ、調査ニ当リ意見ヲ徵スル等調査上ノ補佐ニ衝ラシムルコト

六 鉱泉地、ゴルフ場、取引所付近、盛場及花街地等ノ特殊地域ニシテ其ノ著名ナルモノニ対スル賃貸価格ノ評定ニ付テハ全国的ニ權衡調査ノ必要ヲ認メラル、ニ付、主税局ニ於テ各局ヨリ資料ヲ報告セシムル等適宜調査ノ上不權衡ナキヤウ指示セラレタキコト

〔可、東京鉱泉地、ゴルフ場引上ケノ見込〕

宅地

一 市街宅地ニ付テハ交通並經濟事情ノ變遷等大正十五年調査當時ニ比シ變化著シキモノアルト、他面調査委員会ノ情勢ニ付テモ樂觀ヲ許サ、ルモノアルヲ予想セラル、ニ依リ、調査ニ主力ヲ注ク必要アルコト
二 市街宅地ノ賃貸価格編級ニ付テハ賃料、借地權賣價格及土地賣價格等ノ実例ヲ調査スルノ外、尚大正十五年対昭和十一年ノ賃料騰落ノ情勢ヲ調査シ改訂調査ノ参考トスルコト
三 デパート及其ノ他ノ高層建築物ノ如キ永久性ヲ有スル建物ノ敷地ニシテ數筆ニ跨ルモノアルトキハ、各筆ノ所有者同一人ナルト否ニ拘ラス之ヲ一筆ト看做シ賃貸価格ヲ評定スルコト〔主税局ニ於テ研究近ク通知〕
四 商業地域ノ宅地中普通店舗トシテ使用セラル、土地ノ一坪當見込賃貸価格十円以上ノ区域ニ対シテハ特別ノ事情ナキ限り、くり一からんど式土地評価法ヲ準用シ賃貸価格ヲ評定スルコト

〔東京局ノミノ關係ニ付統一スル必要ナシ〕

五 村落宅地ニ対スル現賃貸価格ハ大体旧地価ノ基礎タル賃貸価格ノ五倍乃至三倍五割ノ範囲ニ於テ評定セラレタルモノナルカ、當時評定過当ナリトシ埼玉県其ノ他ノ調査委員会ニ於テ紛糾ヲ醸シタル事例アルノミナラス、地租法実施後ニ於ケル世論モ村落宅地ハ他地四ニ比シ負担荷重ナリトノ非難ヲ闘ケル実情ニ鑑ミ、別表ヲ參照シ付近烟ノ

約二倍程度又ハ時価ノ四分程度ニ改訂スルヲ相当ト思考セラルモ、全國ノ扱フ大体一定セラレタキコト
〔模範調査ニ於テ研究後之ヲ定ムルコト〕

田、畠、其ノ他

一 宅地以外ノ地目ニ付大正十五年ノ調査ト今回調査ノ賃貸実例殆差異ナキ地域ノ編級ニ際シ今回調査ニ依ルトキハ、付近編級区域トノ權衡上引上又ハ引下ノ要アル場合ニ於テモ、其ノ差一割程度ノモノニ付テハ前回ノ評定ヲ変更セサル方針ヲ採ルコト

〔指導方針トシテ置クコト〕

二 田、畠、村落宅地及第一類地ニ対スル編級調査ハ左ノ場合ヲ除キタル以外ハ、大正十五年調査ノ区域及標準賃貸價格ヲ基準トシテ今回調査ノ賃貸実例及嘱託員ノ意見等ヲ參酌評定シ、実地調査ヲ省略スルモ妨ケナキコトニ取扱ヒタキコト

イ 導水路ノ開発等ニ依リ前回調査ノ編級区分ヲ区分スル必要アリト認メタル地域

ロ 一小字ノ編級区分ニ対シ前回問題ト為リタル地域

ハ 賃貸実例其ノ他ノ資料ニ依リ前回調査ノ編級区分カ組大又ハ細分ニ失シタリト認メラル、地域

二 賃貸料ノ更改又ハ特殊事由ノ發生ニ依リ著シク情況変化アリタル地域

ホ 前回調査決定ニ対シ異議申立アリタル地域

ヘ 集團宅地ニ接続スル村落宅地

ト 其ノ他特ニ実地調査ノ必要アリト認メタル地域

三 田、畠、村落宅地及第一類地ニ対スル賃貸実例調査ハ大正十五年調査ノ実例調査箇ヲ携帯調査ノ上加除補正ヲ為

シ、実例不足ニ限り新規追加調査ヲ為スコトノシ、実例調査簿ハ全部ニ付新調スルコト

四 耕地整理減租年期地二対スル編級ニ際シテハ仮賃貸価格決定等級ヲ参照スル等地区外ノ土地トノ権衡ヲ失セサル

別表

村落宅地ノ編級狀況

(6) 熊本税務監査局の諮詢事項答申要領

第一 話問事項答申要領

諮詢項目

商格改訂事記

朝陽子二

経費ト調査期間トニ鑑ミ手數ヲ省略シ支障ヲ來タサハル点ハ感ルベク之ヲ省略シ必要ト認ムル点ニハ十分カラズキ、

左記方針ノ下ニ本事務施行ノ完璧ヲ期セントスルモノナリ
一 大体方針

二
田烟

左ノ如辛賀

調査ノ適実ヲ期スルト共ニ調査委員会ノ対策ヲ講シ置クトム。

口 時局匡救事業其ノ他ニ依リ溜池、水路ノ新設、河川ノ改修、耕地整理ヲ施行セル地域

ノ前回「調査委員会」が「問題トナリズム」を発見して、改訂不甲斐無く、也成

(二) 市街地及集団地ノ宅地並鉱泉地ハ總て根本的ニ調査スルコト

卷之三

イ 市街地及集団地ノ宅地並異動地多キ地域及旧帳汚損ノ為補正使用困難ナルモノハ總テ改調シ、其ノ他ハ旧帳

ヲ補正ノ上使用スルコト

ロ 耕地整理減租年期地ハ同年期地台帳ヲ一箇限調査ニ代用スルコト

ハ 市街宅地、鉱泉地、賃貸価格三制限アル土地、耕地整理減租年期地以外ハ現賃貸価格ノ記載ヲ省略シ得ルコト

(1) 地図ノ作成

甲図 前回ノモノヲ製用スルコト(汚損ノ為使用ニ耐ヘサルモノハ此限ニアラズ、以下同シ)

乙図 二通ノ内一通ハ前回ノモノヲ補正使用スルコト

丙図 二通共作成スルコト(前回ノモノヲ補正使用シ得ラル、モノハ之ヲ使用スルコト)

(2) 有租地現在額ノ調査

調査手続ノ趣旨ニ依ルハ勿論ナルモ事務簡捷ノ為左記ノ方法ヲ採ルコト

イ 市街宅地、鉱泉地、賃貸価格ニ制限アル土地、耕地整理減租年期地以外ノ土地ノ現賃貸価格ハ各鑑毎ノ集計ヲ省略シ、地目毎等級別小字計ノ地積ニ等級相当ノ賃貸価格ヲ乗シ算出シタル額ヲ以テ現賃貸価格ト看做シ取扱

ハヨメ

ロ 旧一筆限調査ヲ補正使用スルモノハ小字毎地目別ニ昭和六年四月一日現在額ヲ基礎トシ其ノ後ノ異動地ノ増減ヲ加除シタルモノヲ以テ現在額ト為スモ妨ケナキコト

三 外部事務

(1) 賃貸実例調査

イ 田畠ハ特殊地域(耕種者ニ異動アル地又ハ前回賃貸
価格決定ニ及シ不服棄出ノ地等)ニ付テハ成ルヘク多數ノ実例蒐集ニ努メ、賃貸料ニ異動ナキ地域

ハ前回ノ三、四割程度ニ止ムルコト

[各局随意]

実例調査ハ前回トノ増減異動ヲ調査ノ要アルヲ以テ成ルヘク前回ト同一人ニツキ調査スル方針ヲ採ルコト

ロ 市街地及集団地ノ宅地ハ地押的ニ全部ヲ調査スルコト

ハ 山林、原野、其ノ他ノ土地ハ実例極メテ少ナキヲ以テ最大済ラサス調査スルコト

(1) 賃貸価格ノ算定並編級調査

イ 左記ノ場合ハ調査者ニ依リ取扱区々ニ隔ル處レアルヲ以テ大体左ノ標準ニ依ルコト

1 山間僻地等ニ於テ需給其ノ他ノ關係上賃貸料異状ニ高率ナル為他ノ地域トノ間ニ著シク権衡ヲ失シ斟酌ノ要アリト認ムル場合

他ノ地域ノ範囲 大体町村又ハ大字ニ依ルコト

高率ト認ムル程度 (収穫高對賃貸料、割合方地ノ地代ノ通称収穫高ニ對)
〔スル通称小字等ノ割合ヨリ一割以上高率ナントキ〕

斟酌程度

実況ニ応シ一級又二級

[前回ノ趣旨ト變りナシ、但シ活用ヲ広メタルノミ、強テ定メバ]

山間僻地ノ小作料異状ニ高率ノ場合ノ斟酌程度該案表

米値前回不^レ一石二十円ニテ計算ス

2 同一小字内二施ノ格段ニ劣等ナル田畠介在ブル撮合

中華書局影印
圖書編目

イ 著シク多額ト認ムル程度 大体貿易料ノ一割程度以上ノ場合
ロ 斟酌程度 経費ノ多少ニ依リ大体一級乃至二級程度斟酌スルコト

〔二等精度以上之場合用半自動微差等分半舍法〕

〔留保、考究通譯ノコト〕

四
市町村トノ協力

賃貸事務着手ノ当初ニ於テ市町村ニ左ノ事項ヲ諮詢シ調査ノ参考ニ供スルト共ニ、常ニ協調ヲ保ツテ執行ノ

田嶋久輔ノト

前回調査後小作物ニ異動ノ生シタル地域

八 市町村ト協議シ前以テ伝票ヲ作成セシメ改訂貿賃価格ノ確定ヲ待テ之二記入セシメ通知二代フル準備ヲ為サシ

メモ

(二) 民間嘱託員ヲ市町村長ヲシテ推薦セシムルコト

人員 原則トシテ一大字一人トシ土地ノ状況ニ依リ一人以上トスルコト

辞令 局長ノ名ヲ以テ交付スルコト

謝金 一大字平均三円見当トシ大字ノ大小、人員ニ依リ増減スルコト

五 事務計画

(一) 内部事務

処理事務	着手	予定	摘要	要	地図ノ調製		
					甲	乙	丙
一筆限調査	昭和十一年四月	昭和十一年九月末日	約五割余旧帳ヲ補正使用ノ見込				
			前回ノモノヲ襲用				
有租地現在額調査	昭和十一年五月	昭和十一年七月十五日	半数ハ前回ノ分ヲ襲用				
編級調査簿ノ作成	昭和十一年八月	昭和十一年九月末日	全部新調				

市町村通知	昭和十三年三月	同上	各筆賃貸価格ノ算出	昭和十二年十月	調査委員会付議決定	昭和十二年八月	調査委員会選挙	昭和十二年七月	土地賃貸価格見込額調理	昭和十二年一月
									自十一年四月 至十二年十二月異動地加除	
有租地現在額ノ更訂	昭和十三年二月	同上	同上賃貸価格ノ更訂	昭和十三年一月	各筆賃貸価格ノ算出	昭和十二年十月	調査委員会付議決定	昭和十二年八月	調査委員会選挙	昭和十二年一月末日
土地台帳ノ訂正	昭和十三年三月末日	同上	有租地現在額ノ更訂	昭和十三年一月	同上賃貸価格ノ更訂	昭和十三年一月	有租地現在額ノ更訂	昭和十三年二月	土地台帳ノ訂正	昭和十三年三月末日

(二) 外部事務

処理事務	予定着手	要了	摘要
物価調査	昭和十一年四月	昭和十一年四月末日	
賃貸実例調査	昭和十一年五月	昭和十一年八月十五日	
兌賣実例並收穫高其ノ他調査	昭和十一年五月	昭和十一年八月十五日	
模範調査	昭和十一年八月	昭和十一年八月十五日	
基準調査	昭和十一年八月	昭和十一年九月末日	
編級調査	昭和十一年九月	昭和十一年十二月末日	署長会議ノ際直税課長ヲモ召集シ模範調査ヲ執行シ、各県別三行ハサル方針ナリ

六 人員ノ配置

人員ノ配置ハ分量ト定員ノ多少トヲ商量シ適當ニ配置スル計画ナルモ、事務ノ分量及定員ノ関係ヲ前回ノ調査ト对照スレハ左ノ通ニテ、事務遂行上相當困難ナル実情ニアルヲ以テ、常務ニシテ簡略シ或ハ差練リ得ルモノハ極力之二努メ捨出シ得タル全余力ヲ集中スルコト

(一) 事務分量

有租地筆数ノ増加

九十四万筆余

耕地整理減租年期地改訂賃貸価格事務ノ増加

九十六万筆余

土地台帳ノ訂正(前回ノ昭和六年地租法)

一千三百萬筆余

(二) 人員ノ対照

区 分
大正十五年 昭和十一年
六月定員 五月定員

差引増減

賃貸以外

七七六

七三九

△ 三七

判任人賃貸

九八

計

八七四

七三九

△ 一三五

(7) 人口十万元以上都市の宅地最高見込賃貸価格等調

昭和二・三・二三日

合
譜

計

三

貨貸以外

四七

一六

四

七 前回調査ノ実蹟ニ鑑み改善セムトスル事項

前回ハ局ノ監督区域ヲ県別ニ定メタルモ、権衡査案ノ便宜上今回ハ市部ト郡部トニ分担セシムルコト
〔現在道路ナルモノニ対シテハ一割乃至一割低下スルコト〕

五五二〇〇八

六七八

一六

七

鹿児島		熊本		小倉		佐世保		最高		八幡	
次位		最高		次位		最高		次位		最高	
中新町一丁目 中木町四丁目	最高	最高	最高	最高	最高	最高	最高	最高	最高	最高	最高
上京町 下京町	中木町	上京町 下京町	上京町 下京町	魚町二丁目 及四丁目	二丁目	花畠町	花畠町	山ノ口町	山ノ口町	山ノ口町	山ノ口町
四	五	三	三	二	一	五〇四、〇〇	三〇〇、〇〇	三〇八	一九八、〇〇	三一〇、〇〇	三一〇、〇〇
一一一 ○〇〇	二七八、〇〇	一一一 ○〇〇	一一一 ○〇〇	五五〇	四四〇	七九	八〇	七九	八〇	八一	八一
73	74	73	74	80	81	一八	二〇	一八	二六一	一八八、三八七	一八八、三八七
一一一 ○〇〇	一一一 ○〇〇	一一一 ○〇〇	一一一 ○〇〇	一一一 ○〇〇	一一一 ○〇〇	七九	七九	七九	七九	六三	六三
六三 六五 六八	六六 六六 ×六八	七一	×七二	七八 七九	一七	一八、〇〇	一七、〇〇	一八、〇〇	一八、〇〇	七三 七五 ×七九	七三 七五 ×七九
朝一 六六 四六	朝一 七一 一三	九、五〇	九、五〇	九、五〇	九、五〇	一、一〇	一、一〇	一、一〇	一、一〇	一、一〇	一、一〇
一、八一 五	一、六八三	一、一五八	一、一五八	八、五二	八、五二	果物販賣店	果物販賣店	活動亭	活動亭	喫茶店 菓子店	喫茶店 菓子店
四一六	一三、七一 六〇五	行 十七銀行 佐世保商業銀 茶及道具 菓子	行 十七銀行 佐世保商業銀 茶及道具 菓子	六、一 六、〇	六、一 六、〇	マルワ総貨店	マルワ総貨店	日用品市場	日用品市場	洋品雜貨店	洋品雜貨店
		茶及道具 菓子	茶及道具 菓子	例 昭和八年完貿易 昭和五年完貿易 (商有財銀亮號)						高 原 物販賣店 食 飲食店	高 原 物販賣店 食 飲食店

市名	区分	場所	筆数	坪数	貸見込格賃		現賃格	現賃格	現貨貸価格ノ見込賃割合	貨貸実例	利用状況	備考
					坪合勾	級						
火車供	最高級	三	105.00	6.6	七.〇〇	6.5	六.八二	一.〇一六	一.五〇	五.〇	五.〇	五.〇
改位業	次位	四	188.00	6.5	六.五〇	6.5	六.八二	一.〇一六	一.五〇	五.〇	五.〇	五.〇
町												

備考

- 一 本表ハ一月七日付農業第一三号ノ原会ニ対スル各局ノ回答ナリ
- 二 現貨貸価格ハ今回調査ノ最高次位ノ区域ニ起入シタル土地ニ対スル分ニシテ、『制』ハ前回調査ニ係ル其ノ省ノ最高等級ナリ
- 三 現貨貸価格ノ等級ニメ印ヲ付シタルモノハ前回調査ニ係ル其ノ省ノ最高等級ナリ
- 四 貸貸契約ノ外書ハ最高又ハ次位過原外モノヲ指グ

(昭54 仙台 1857)

13 昭和12年 知覽税務署管内の土地賃貸価格調査委員会日誌

[表紙]

「昭和十二年

土地賃貸価格調査委員会日誌

知覽税務署

八月二十四日 火曜日 晴天

調査着手 午前十時〇分 終了 午前十一時五十分

- 一 午前十時調査委員一同当署会議室ニ参集(定員三十一名全)、署側ヨリ鶴川署長、原田直税課長、川上主任、瀬尾属及國分間税課長、鬼塚庶務課長、末永属、梅野属、吉留属、山崎属臨席セリ
- 二 午前十時五分会長選舉ニ關シ、喜入村選出前田調査委員ヨリ議長選舉ハ投票ヲ省略シ、各町村ニ於テ詮衡委員一名ヲ選定シテ、会長ヲ推薦シタキ旨発議アリ、之ニ対シ万世町選出吉澤調査員ハ直ニ賛成ノ意ヲ表シ、会長ニハ前田調査委員ヲ最適任者ト認ムルニ付、直ニ推薦シテハ如何トノ勧議アリタルトコロ、全員異議ナク同人ヲ推スコトニ決定セリ
- 前田委員ハ之ニ対シ一應辞退スルトコロアリタルモ、全員ノ懇望ニ依リ之ヲ承諾シ、会長ニ就任シタリ
- 三 午前十時十五分前田委員ハ会長席ニ着キ、各委員ニ就任ノ挨拶ヲ述べタル後、直ニ開会スベキ旨ヲ宣シタリ
- 四 鶴川署長ハ開会ニ先立チ土地賃貸価格調査委員ニ対シ一場ノ挨拶ヲ兼ね、調査ニ關スル左記概要ニ就キ口演ヲ為シタリ
- 五 而シテ午前十時五十分議事ニ入り、会長ハ左記書類ヲ手交セリ

- (1) 調査書送付書
- (2) 調査書正副二通(十三ヶ町村分、但シ正本ハ決議用トスベキ旨説明ヲ加フ)

(iv) 乙図及丙図（調査等級ヲ記入シテ提出ス）

六 各調査委員ヨリ要求シタル事項并質問応答ノ大要

(i) 各町村別地目毎ノ最高、最低等級表

(ii) 有租地現在額、調査會賃価格集計額

(iii) 其ノ他調査資料ノ提示

右ハ審議上ノ資料トシテ必要アルニ付之カ提出アリタキ旨要求アリタリ
右要求ニ対シテハ審議ノ進行ニ伴ヒ、各調査委員ニ於テ其ノ必要ニ応シ具体的ニ口頭又ハ計数ヲ以テ説明スペキニ
付諒トセラレタキ旨答弁セリ

問 （牧角委員外數名） 現在等級ヲ本調査審ニ全部記入セラレタシ

答 原則トシテ記入セザル取扱ヒトナリ居ルノミナラズ、仮リニ記入スルトセバ多大ノ日数ヲ要シ、会期中ニハ絶
対不可能ナリ

問 （各委員殆ント全部） 調査費及地図ニ就キ充分調査検討スル必要アルニ付之ヲ、会場外ニ持出ヲ承認セラレタ
シ

答 茲ニ提出シタル書類ハ當会場ニ於テ各調査委員ノ審議ニ供シタルモノナルヲ以テ、場外審議用トシテ持出ノ要
求ニハ応シ難シ、加之場外ニ持出スコトハ紛失、毀損、其ノ他事故發生ノ虞レナシトセザルニ付会場ノヨミテ
調査セラレタシ

（懇切ニ依リ、各委員之ヲ諒トシ強テ要求ヲ為サズ）

七 会長ヨリ本会ノ調査進行上ニ閑スル意見トシテ、各町村選出委員ニ於テ当該町村分ノ調査審議ヲ為スロトシ、

然ル後本会議ニ於テ総会ヲ開キ付議決定シテハ如何ト協議ヲ為シタルニ、各委員之ニ賛成ノ意ヲ表シ、左記日割ノ
通り部分会及総会ヲ開催スルコトニ協定セリ

(i) 部分会及総会日割

八月二十六日 知覽町、川辺町、勝呂村

リ 二十八日 加世田町、万世町、笠砂村^(也)

リ 二十九日 西南方村、枕崎町、喜入村、今和泉村

リ 三十日 指宿町、山川町、頬娃村

八月三十一日午前十時総会開催

（但部分会及総会共会場ハ税務署會議室ニ於テ開クコト）

八 午前十一時五十分散会セリ
(付記) 署長ハ調査委員会ニ於ケル答弁、其ノ他説明担任者ヲ左ノ通り指定シタリ

鴨川署長、原田直税課長、川上地租主任属、瀬尾属ノ四名ニ限ル

八月二十五日 水曜日 晴天

調査着手 午前九時〇分 終了 午后五時〇分

一 協定部分会日割ヲ変更、出席開会セリ、知覽町、川辺町

(i) 知覽町

一 出席委員、谷山水之丞、種子田秀吉（菊永兼委員ハ軍事召集ノ為欠席）

一 審議ノ状況

- (1) 調査午前九時開始、午後四時終了
(2) 委員ノ調査受持区域左ノ通

種子田委員 郡 厚地、西元、塙屋

谷山 リ 永里、瀬世、東別府、南別府

- (3) 各委員ハ 地図ト調査書ノ照合対査ヲ遂ケ、各地目別小字間又ハ集団地各筆毎ノ權衡ヲ調査セリ
(4) 質疑応答ノ要領

(谷山委員) 今回ノ編級等級ハ小作料ノミヲ基礎トシテ査定シタルモノナルヤ

- 答 編級ノ基礎トナルベキハ勿論ナルモ、僅少ノ小作地ヲ以テ一般ヲ律スルコト能ハサルニ付、其ノ土地又ハ区域ノ水利、耕作ノ便否、地味ノ優劣、利用価値、其ノ他各種ノ資料ニ基キ調査シ、尚精通者ノ意見等ニ依リ適當

三勘査定編級シタリ

- (谷山委員) 大字瀬世ノ宅地ノ調査箇貸価格ハ現箇貸価格ヨリ増加シタル理由如何

- 答 同大字ハ平坦部ニシテ交通ノ便良ク、而モ県道沿モ宅地多ク、現在等級ハ他ノ大字ニ比シ不權衡ニ付、今回一級若クハ二級ヲ引上ケテ之ヲ是正シタルモノナリ

(谷山委員) 個人ニテ大体十五ヶ年ニ排水工事ヲ施シタルモノ、又ハ耕地整理法ニ依ラザル個人ノ耕地整

理ニ要シタル経費ハ賃貸価格ヲ斟酌シタルヤ

- 答 原則トシテ斟酌シベキモノニアラザルモ、他ノ地域ト權衡ヲ失セザル範囲内ニ於テ多少ノ斟酌ヲ為シタリ

- 三 以上、応答ニヨリ各調査委員トシ之ヲ諒トシ、異議ナク無事円満ニ調査ヲ終了セリ

二 川辺町

一 出席委員、福元市太郎、牧角最治、中禮権兵衛

二 審議ノ状況

- (1) 調査九時三十分開始、午後五時終了

- (2) 委員ノ調査受持区域左ノ通

福元委員 神殿、野間

牧角 リ 平山、小野、西添、今田

中禮 リ 田部田、永田、高田、富、本別府

各委員共同 清水、古殿、野崎

- (3) 各委員ハ 大字別ニ調査ヲ分担シ、前回調査ノ区域及標準賃貸価格ト今回調査ノ分ト比較対照シ、或ハ各地目別小字間並集団地各筆毎ノ權衡調査ヲ為セリ

(4) 質疑応答ノ要領

- (福元委員) 他署管内ノ地目別最高最低等級判明シ居ラバ提示セラレタシ

- 答 他署管内ノ分ニ就テハ説明ノ限リニ非ス、勿論、本局ニ於テ統一的ニ權衡保持ヲ期シアルコトヲ信スルヲ以テ、此ノ点ニ就テハ了トセラレタシ

- (牧角委員) 大字高田字三番山仁田ノ田七五級ハ隣接字ノ田六五級ト不權衡ニアラズヤ
(其ノ他) 三ノ小字ニ付同種ノ質問アリ

- 答 慎重ナル実地調査ヲ遂ケ、尚且相應ノ資料ニ基キ此ノ点ニ付テハ充分留意シ、比較勘査ノ上編級シタルモノナ

ルヲ以テ、決シテ権衡ヲ失スルモノニアラズト信バ

問 (牧角委員) 耕地整理地ノ賃貸価格ハ如何ニシテ査定セラレタルヤ

答 昭和十一年四月一日現地ノ賃貸価格配賦未済ノ土地ニ対シテハ前回調査事項、賃貸実例、嘱託員等ノ

賃価格ヲ算定セリ

尚又昭和十一年四月一日現在ニ於テ賃貸価格配賦未済ノ土地ニ対シテハ前回調査事項、賃貸実例、嘱託員等ノ

意見等ヲ斟酌シ、適当ト認ムルトコロニ依リ評定セリ

問 (知覧、川辺ノ各委員) 管内各町村ノ地目別最高最低等級ヲ開示セラレタシ

答 必要部分ノミニ対シロ頭ヲ以テ答弁セリ

三 以上、應答ニ依リ各調査委員共之ヲ諒トシ、異議ナク極メテ無事田溝ニ調査ヲ終了セリ

八月二十六日 木曜日 晴天

調査着手 午前八時二十分 終了 午后〇時十分

(+) 勝田村

一 出席委員、平塚元秋

二 編級状況

大字下山田字中ノ古川外十五ヶ字ニ就キ田、畠、宅地ノ現在等級ト改訂等級ト対照シタル外、各大字毎三小字間ノ比較対査ヲ遂ケ、之ヲ調査ヲ為セリ

三 調査委員ヨリ別段質問ナク当署ノ説明ヲアトシ、何等異議ナク極メテ平穏ニ終了セリ

八月二十八日 土曜日 晴天

調査着手 午前九時三十分 終了 午后四時三十分

本日部分会開余町村ハ加世田町、万世町、笠砂村、今和泉村ノ四ヶ町村トス

(+) 加世田町

一 出席委員、前原政一、前野 実、徳永平吉

二 審議ノ状況

(+) 調査午前九時三十分開始、午後四時終了

(+) 各委員共同調査

(+) 各委員ハ前回調査ノ編級区域及標準賃貸価格ト比較対査ヲ遂ケ、尚今回調査ノ賃貸価格ニ付各大字毎ニ権衡調査ヲ為セリ、特ニ集団地ニ対シ精査ヲ遂ケタリ

(+) 審議応答ノ要領

(前野委員) 編級調査ニ當リテハ嘱託員ノ意見ヲ採用シタルヤ

答 嘱託員ノ意見ハ編級上勿論参考ニ資シタルトコロナルモ、権衡上不當ト認メタルモノニ付テハ採用セズ、当署ノ信スルトコロニ依リ編級シタル結果、或ハ嘱託員ノ意見ト一致セサル箇所モアルベシ

(前野委員) 五、六ヶ年目毎三埠密テ蒙ムル田畠ニ付テハ斟酌シアリヤ

答 原則トシテ斟酌スベキモノニアラサルモ、他字ト権衡ヲ失セザル程度ニ於テ相当考慮セリ

(前野委員) 上位畠ガ下位ノ畠ニ比シ編級割合低キ感アリ、不権衡ニアラズヤ

答 何レモ其ノ土地相当ニ編級セサルモノニシテ、決シテ権衡ヲ失スルガ如キコトナキヲ信ズ

問 (前原委員) 万世川ニ接スル農村宅地ハ他ヨリ編級高キニ失セザルヤ

答 集団地ニ近ク他ノ農村宅地ヨリ遙ニ利用価値ヲ有シ、其ノ他勘案資料ニ依リ最モ適當ト認ムル所ナリ

問 (前原委員) 従来上位ニアル田畠ニシテ道路新設ノ為メ灌漑排水ニ悪影響ヲ蒙リタル地域ヲ今回モ最高ニ編

級シタルハ失当ナラズヤ

答 各種ノ資料ニ基キ実地踏査ヲ遂ケ最モ慎重ニ勘案ノ結果評定シタルモノニシテ、決シテ高キニ失スルガ如キヲ

認メズ、極メテ適當ナルモノト信ス

三 以上、質疑応答ノ他總切ニ説明ヲ与ヘタル結果各調査委員共之ヲ諒トシ、異議ナク調査終了セリ

(口) 万世町

一 出席委員、吉澤喜八郎、森田尚之

二 審議ノ状況

(口) 調査午前九時三十分開始、午后四時終了

(口) 各委員ノ調査方法、加世田町ニ同ジ

(口) 質疑応答ノ要領

問 (吉澤委員) 池沼ノ調査賃貸価格ハ現賃貸価格ヨリ増加シタルハ如何ナル理由ナルヤ

答 現賃貸価格カ制限シアリタル關係ナリ

三 以上、多クノ質疑応答ヲ重ルコトナク最モ平穏ニ何レモ異議ナク調査ヲ終了セリ

(口) 笠砂村

一 出席委員、森彦兵衛、加藤覚一

二 審議ノ状況

(口) 調査午前十時開始、午后四時終了

(口) 各委員ノ調査方法、加世田町ニ同ジ

(口) 質疑応答ノ要領

問 (加藤委員) 町村土地台帳并名寄帳整理費ノ国庫補助ノ程度承知シタシ

答 前回程度ノ整理補助金ヲ交付セラル、モノト思料ス

三 以上、編級調査上ニ閑スル質疑ナク、単ニ本村ノ地味極メテ瘠地ニシテ、農村ノ疲弊ヲ訴フルトヨロアリタルニ過キズ、調査編級ニ閑シテハ何等異議ナク調査終了セリ

(口) 今和泉村

一 出席委員、大岩本三五郎、鶴岡伊勢市

二 審議ノ状況

(口) 調査午前十時三十分開始、午后四時三十分終了

(口) 各委員ノ調査方法、加世田町ニ同ジ

(口) 質疑応答ノ要領

問 (大岩本委員) 大字若本字磯ノ上ノ田ハ海岸ノ凹地(山麓地)ニシテ潮害アリ、編級ニ當リ右ノ事情ヲ加味

セラヤ

答 潮害、山麓地等ニ対シテハ相当斟酌編級セリ

問 (大岩本委員) 大字若本字間中田、崩田ノ田ハ宅地付近ニシテ敷塲多シ、之ガ編級ハ高キニ失セサルヤ

答 宅地付近ニシテ耕作ノ便、運搬等万般ニ極メテ便益ヲ有シ、充分其ノ価値ヲ認メラル、モノアルニ依リ、決シ

テ高キニ失スルモノト認メズ

三 以上、質疑応答説明ヲ与ヘタルトコロ各調査委員ハ之ヲ諒トシ、異議ナク無事田満ニ調査終了セリ

四 而シテ終リニ加世田、万世、笠砂、今和泉ノ各町村ニ於ケル各調査委員ヨリ、管内各町村ノ地目別最高等級開示方要求アリタルニ付、必要部分ノミ（田畠、宅地）委員ノ求メニ応ジロ頭ヲ以テ説明ヲ与エタルトコロ、各町村委員共之ヲ諒トシ、意義ナク終了セリ

八月二十九日 日曜日 晴天

調査着手 午前九時〇分 終了 午后五時〇分

本日ノ部分会開会ノ町村、西南方村、枕崎町、喜入村、指宿町、頬杖村ノ五ヶ町村トス

(一) 西南方村

一 出席委員、野村新左衛門、野口壯八、松山市之助

二 審議ノ状況

(イ) 調査午前十時開始、午后〇時二十分終了

(ロ) 各委員共同調査

(ハ) 調査ノ方法、各委員ハ前回調査ノ編級区域及標準賃貸価格ト比較対査ヲ為シ、或ハ各地目別小字間ノ権衡又ハ集団地各筆毎ノ対照権衡調査ヲ遂ケタリ

(ニ) 質疑応答ノ要領

問 (野村委員) 集団地坊ハ近年著シク衰微シ、川辺揖宿兩郡中最下位ニ属スルモノト認メラル、ニ拘ハラズ、最高等級三九級ハ高キニ失スル感アリ、考慮ノ余地ナキヤ

答 数回ニ亘リ実地調査ヲ遂ケ懐慮ニ考慮ノ上、他町村トノ権衡、其ノ他各種ノ資料等ニ基キ勘案ノ末、最モ適当ト信スルトコロニ依リ査定シタルモノニシテ、決シテ高キニ失スルモノニアラズ

(イ) 将來三対スル意見 (野村委員)

今回ノ調査三対シテハ田畠三付チハ別段異議ナキモ、集団地ノ一部ニ付チハ多少見解ヲ異ニスル箇所アルモ、当局ノ原案ニ賛成シ異議ヲ主張セズ

然レトモ本村ハ御承知ノ通半農半漁ノ地ニシテ、地勢トシテハ山岳地帶多ク、平坦部ハ僅カニ海岸ニ存シ部落ヲ形成スル状態ナリ、殊ニ耕地ハ主トシテ傾斜地ニ在リテ極メテ瘠地、旱害ヲ受クルコト亦屢々ナリ、農村トシテ発展ノ途ナク、青年男女ノ多クハ海外、県外ニ出稼ノ状態ニシテ、年々人口戸数ヲ減少シツ、アリ

漁業ニ付テモ隣村枕崎港ノ発展ニ伴ヒ圧迫セラレ、且又資金難ノ結果、漁業主ハ没落シ、經節製造業者ハ又移転スル等逐年疲弊シ、人口・戸数ハ年々激減スルノ状態ニシテ、土地ノ時価等ハ今ヨリ二十年以前ハ、坊・泊地方ノ集団地ハ一千余戸有シタルモ、昨今ニ於テハ五六十戸内外ニ暮落スルニ至レリ

尚本村ノ集団地ハ坊・泊・久志ノ順位ナルモ、先月久志ノ最高地トスル宅地ノ競売価格ハ一枚六十円ノ落札実例ヲ有スルモノニシテ、川辺・揖宿兩郡中最下位ニアル状況ニ付、次期ノ調査ニ於テハ相当考慮ヲ希望ス

三 右ノ通将来三対スル意見ノ開陳アリタルモ、今回ノ編級三対シテハ異議ヲ主張セズトシテ調査終了セリ

(一) 枕崎町

一 出席委員、絞島末治、福留岩太郎、芳野敬二

二 審議ノ状況

(イ) 調査午前九時開始、午后〇時二十分終了

(ロ) 調査ノ方法、西南方村ニ同ジ
(ハ) 質疑応答ナシ

三 調査ニ関スル説明ヲ諒トシ、極メテ円満ニ異議ナク調査終了セリ

(リ) 喜入村

一 出席委員、前田慶吉、浜崎幸内

二 審議ノ状況

(イ) 調査午前十時開始、午后〇時終了

(ロ) 各委員ノ調査方法、西南方村ニ同ジ

(ハ) 質疑応答事項ナシ

三 調査内容ニ関スル説明ヲ諒トシ、極メテ無事円満ニ異議ナク調査終了セリ

(リ) 指宿町

一 出席委員、吉元定次、徳永熊次郎、秋元長助

二 審議ノ状況

(イ) 調査午前九時三十分開始、午后五時散会

(ロ) 各委員ノ調査方法、西南方村ニ同ジ

(ハ) 質疑応答ノ要領

問（秋元委員） 大字東方字上玉利ノ農村宅地ハ隣接地字ニ比シ高キニ失スル感アリ

答 権衡保持ニハ慎重ニ調査シ各種ノ資料ニ基キ適當ニ編級シタルモノナルヲ以テ、高キニ失スルモノト認メズ

問（吉元委員） 十二町^{モレ}ヶ添三、〇九一番外大築ノ宅地ニ付子ハ現況衰微ノ状態ニアルニ拘ヘラズ、四一級

ヲ四二級ニ引上タルハ不当ト認ムルニ付、現級ノ通四一級ニ修正ヲ希望ス

答 権衡上惑モ不当ト認メズ、勿論実地ノ調査ニ当リテハ殊ニ集団地ノ如キ、特ニ慎重ニ検討ヲ重ネ各種ノ資料、

其他ニ依リ充分考慮ノ上編級シタルモノナルヲ以テ最モ適當ト信ス、修正ノ理由ナシ

三 本日調査完了セズ、明日再統調査スルコト、シ散会セリ

(リ) 領娃村

一 出席委員、川辺銀蔵、井上善之助、直江田三左衛門

二 審議ノ状況

(イ) 調査午前十時開始、午后五時終了

(ロ) 各委員ノ調査方法、西南方村ニ同ジ

(ハ) 質疑応答ノ要領

問（川辺委員） 前回ノ調査委員会ニ於テハ適用穀価表等級毎米小作料一覽表ノ配付アリタリ、今回モ同様配付

セラレタシ

答 米価關係ニ付テハ調査委員ニ於テ既ニ御承知ノ通ト認メラル、ニ付、換算ニ依リ編級等級ノ適実ナルコトヲ御承認アリタシ

問（川辺委員） 自己ノ調査ニ依レバ貸貸料ハ米価關係ヨリ換算勘索シ、適実ナルヲ認メラル、ニ付右丁承

承認アリタシ

三 各委員共説明ヲ諒トシ何等異議ナク無事円満裡ニ之カ調査ヲ終了セリ

八月三十日 月曜日 晴天

調査着手 午前十時〇分 終了 午后五時〇分

本日ノ部分余閑会町村、指宿町、山川町

(一) 指宿町

一 出席委員、吉元定次、徳永熊次郎、秋元良助

二 審議ノ状況

(1) 調査午前十時開始、午后五時終了

(2) 前日ニ引続キ各委員調査ニ從事

(3) 質疑応答ノ要領

問 (吉元委員) 十二町堀ヶ浜三〇九一番外大筆ノ宅地ニ付テハ、其ノ等級四二級トアルヲ四一級ニ修正セラ
ンタシ

答 昨日説明シタル通ニシテ修正ノ理由ナキモノト認メルニ付、要求ニ応スルコト能ハズ

(吉元委員) ニアドセリ

三 一日間ニ涉リ審議シ其ノ間調査ニ間マル説明ヲ加ヘ質疑応答ノ結果、各委員共異議ナク承認、調査終了セリ

(二) 山川町

一 出席委員、吉村熊一、矢崎健児

二 審議ノ状況

(1) 調査午後一時開始、午後五時終了

(1) 各委員ハ地図ト調査書ノ照合対査ヲ遂ケ、各地目別小字間又ハ集団地各筆毎ノ權衡ヲ調査セリ

(2) 矢崎委員ハ集団地ヲ調査シ、吉村委員ハ村落部ノ調査ニ當レリ

(3) 質疑応答ノ要領

問 (矢崎委員) 福元集団地ノ一等地ハ現在埋立地ノ入口方面ニ異動セリ、之ガ変更アリタシ

答 埋立地ハ昨年五月二十六日竣工ノモノニシテ、本調査ハ昭和十一年四月一日現在ニ依リ調査シタルモノナリ、而モ現在ニ於テモ尚埋立地ニハ宅地ノ存在ナキ状態ナルヲ以テ、之カ一等地ヲ埋立地域ニ変更スルコトハ甚タ不當ナリ

或ハ将来ニ於テハ御意見ノ通リ異動スルヤモ計リ難キトヨロナルモ、実地調査ノ現況ニ於テ又各種ノ資料其ノ他精通者ノ意見ニ徵スルモ、亦現在ノ箇所ヲ一等地域タルコトハ争フ余地ナシ、之カ認定ハ最モ適當ト信スルガ故ニ変更スルコト能ハズ

三 其ノ他調査ニ關スル説明ニ依リ各委員共同意、異議ナク之ガ調査ヲ終了セリ

四 以上ヲ以テ各町村ニ於ケル部分全ハ全部無事円満ニ當署ノ調査編級ニ異議ナク終了シタリ

五 各部分全ニ於テ調査進行ニ伴ヒ各調査委員ヨリ調査ニ關スル資料ノ提供方要求アリタルニ付、左記調査表ニ張り提示シ口頭説明ヲ與ヘタルトヨロ、各委員之ヲ諒トシ審議上ニ付何等異議ナク極メテ無事進行セリ
右調査参考資料ノ外開示又ハ提供シタル文書ナク、總テ座談的懇切ニ口頭ヲ以テ説明ヲ与ヘ、各委員共満足ノ意ヲ表シ之ヲ諒トセリ

記

一 大字別有租地現在額(地目毎) 調

二 大字毎地目別調査質賃価格集計額及最高最低等級表

三 土地質賃価格等級表

以上

八月三十一日 火曜日 晴天

調査着手 午前十時〇分 終了 午前十時四十五分

本日調査委員会総会開会

一 出席委員三十一名（二名軍事召集二依り欠席）

二 会長（前田委員）開会ヲ宣シ、各調査委員ノ部分会ニ於ケル調査ノ結果ノ意見開陳ヲ求メタリ
（会長）今回税務署提出三係ル土地質賃価格調査書及地図、其ノ他調査ニ関スル当局ノ説明等ニ基キ審査検討スルニ、
眞ニ公平適実ナル調査ニシテ不当ノ点ナキヲ認メラル、ニ付、各委員ニ於テモ別段異議ナキモノト認ムルモ、若シ御
意見アラハ發表セラレタシ

而シテ各町村毎ニ意見ヲ質ストコロアリタルニ、各調査委員ノ意見左記ノ通り

記

町村別 意見ノ要領

知覽町 原案通り異議ナシ

川辺町 田畠ニ於テ毎年旱害ヲ蒙ル箇所アリ、為ニ他ノ箇所ト權衡ヲ失シタルモノアルヤニ認メラル、ニ付、次期
調査ニ当リテハ充分考慮アリタシ、今回ハ原案通り異議ナシ

勝目村 原案通り異議ナシ

加世田町 時価又ハ収穫高等ヨリ勘索シ、今回ノ改訂等級ハ田ヨリ畠ニ於テ高キ感アリ、又河川改修ノ結果排水不良
ノ為メ付近ノ田畠ニ被害ヲ蒙ルニ至レル箇所アリ、斯ノ如キ箇所ニ対シテハ相當考慮アリタシ、今回ハ原
案通り異議ナシ

万世町 原案通り異議ナシ

笠砂村 今回ノ調査ニ付テハ当局ニ於テ多大ノ御考慮ヲ賜ヘリタルコトヲ感謝ス、然レトモ尚当村ハ他町村ニ比シ
耕地ハ極メテ瘠地ニシテ、又毎年旱害ヲ蒙ル土地多ク収穫高亦僅少ナリ、田ノ大部分ハ干拓地ナル等ヨリ
考察セバ今尚之力等級ハ高キ感ヲ有ス、今回ハ原案通り異議ナシ

又片浦ノ集団地ハ貧弱ナル漁業部落ニシテ旅館商店一軒モナキ状態ナリ、他町村ニ比シ稍々不權衡ト認ム
ルニ付次期調査ニ当リテハ考慮セラレタシ
田畠ニ付テハ笠砂村ト同様ノ状態ニ在リ、又集団宅地ニ付テモ尚稍々高キ感アリ、次期調査ニ於テ更ニ一
段ノ考慮ヲ望ム、今回ハ原案通り異議ナシ
畠地ノ等級ニ於テ他町村ニ比シ高キ感アリ考慮セラレタシ、今回ハ原案通り異議ナシ

西南方村 畠地ニ付テハ笠砂村ト同様ノ状態ニ在リ、又集団宅地ニ付テモ尚稍々高キ感アリ、次期調査ニ於テ更ニ一
段ノ考慮ヲ望ム、今回ハ原案通り異議ナシ

枕崎町 原案通り異議ナシ

喜入村 原案通り異議ナシ

今和泉村 原案通り異議ナシ

指宿町 田畠ニハ異議ナキモ、集団宅地ノ編級ニ付テハ多少意見ノ相違スル点アリ、次期調査ニ当リテハ一層ノ厳
密ナル調査ヲ望ム、今回ハ原案通り異議ナシ

今回ハ原案通り異議ナシ

但シ福元ノ集団地ノ一等地ハ魚場付近（埋立地）ニ変更シツヽアリ、次期調査ニ当リテハ充分考慮ヲ望

頬 娃 村

今年十一月埋立地七、五〇〇坪売却ノ見込ナリ

今回ノ調査ニ付テハ当局ハ充分民意ヲ尊重シテ最も適実ニ編級セルヲ認メラレ感謝ニ堪エズ、然レトモ仔細ニ尚ホ検討スルニ、大字十町仙田ニ於テ用水費ノ相当高ム箇所ニ対シテハ次期調査ニ当リ地方精通者ノ意見ヲ参酌スルコトニ考慮ヲ切望ス

今回ハ原案通り異議ナシ

右ノ通り各町村ノ委員ヨリ意見ノ開陳アリタルモ、今回ノ調査賃貸価格ニ付テハ原案通り異議ナキコトヲ付言シ、

単ニ次期調査ニ当リ考慮ヲ希望スル旨ヲ述ヘタリ

而シテ会長ヨリ今回ノ調査賃貸価格ニ付テハ、各調査委員共原案通り異議ナキトコロナルヲ以テ之ヲ可決スル事實シ、極メテ無事田納裡ニ調査ヲ終了シ、直ニ決議書交付ノ通知ヲ受領セリ

終テ会長ヨリ簡単ナル閉会ノ挨拶ヲ述ヘタリ

次ニ鴨川署長ハ各調査委員ニ對シ、連日三亘リ最も熱誠ニ又最も慎重ニ尚且最も公平適実ナル審議ヲ遂ゲラレタル各委員ノ勞苦ニ對シ感謝ノ意ヲ表シ、併テ各委員ノ意見トシテ希望セラレタル事項ニ付テハ参考ニ資スル見込ナリ、尚賢明ナル各位ハ社会ノ先覚者トシテ将来税務行政ノ為ニ、又国家ノ為ニ益々貢献セラレムコトヲ切望スル旨挨拶ヲ述

ヘ、午前十時四十五分本調査委員会ヲ閉会セリ

〔別冊出席者名簿は省略〕